

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

平成十年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十六号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

目 次

- ◇規則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（職員課）
- ◇訓令 鳥取県社会保険事務所処務規程の一部を改正する訓令（保険課）

公布された規則のあらまし

- ◇鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則
 - 一 鳥取社会保険事務所の所掌事務に県中部及び西部の健康保険及び船員保険の療養の給付等に係る費用の請求の審査に関する事務を加えるとともに、その内部組織の名称を変更することとした。
 - 二 この規則は、平成十年八月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第六十条の表を次のように改める。

名 称	位 置	管 轄 区 域	
		次条第一号に掲げる事務	次条第二号に掲げる事務
鳥取社会保険事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡	鳥取県の区域
倉吉社会保険事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡	
米子社会保険事務所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡	

第六十一条を次のように改める。

（所掌事務）

第六十一条 社会保険事務所は、次に掲げる事務を所掌する。

- 一 社会保険及び国民年金に関する事務（次号に掲げる事務を除く。）
 - 二 健康保険及び船員保険の療養の給付等に係る費用の請求の審査に関する事務
- 第六十二条の表鳥取社会保険事務所の項中「医療給付課」を「審査課」に改める。

附 則

この規則は、平成十年八月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第六号

鳥取県社会保険事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十年七月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県社会保険事務所処務規程の一部を改正する訓令

鳥取県社会保険事務所処務規程（昭和三十七年五月鳥取県訓令第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「社会保険給付専門官」を削り、「社会保険徴収専門官」の下に「国民年金徴収専門官」を加え、同条に次の一項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、鳥取県社会保険事務所に、業務次長（医療費適正化担当）及び社会保険給付専門官を置く。

第三条中第十項を削り、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とし、同項の次に次の一項を加える。

13 国民年金徴収専門官は、所長の命を受け、国民年金に係る保険料等の滞納処分に関する指導及び連絡調整を行う。

第三条に次の二項を加える。

20 業務次長（医療費適正化担当）は、所長を補佐し、所長の命を受け、健康保険及び船員保険の療養の給付等に係る費用の請求の審査に関する事務を統括する。

21 社会保険給付専門官は、所長の命を受け、健康保険及び船員保険の療養の給付等に

係る費用の請求の審査を行う。

第四条第一項ただし書を削り、同項中「医療給付課」を「審査課」に改める。

附 則

この訓令は、平成十年八月一日から施行する。